# 確認申請書(建築物)

(第一面)

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書 に記載の事項は、事実に相違ありません。

一般財団法人さいたま住宅検査センター 理事長 様

平成 年 月 日

 申請者氏名
 印

 設計者氏名
 印

※手数料欄						
引受書による						
1類 2類 3類 4類						
1号 2号 3号 4号						
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄				
		別紙による				
		※確認番	号欄			
		平成	年	月	日	
		第			号	
係員印 別途		係員印	別途			

# (注意)

- ① 申請者又は設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 数字は算用数字を用いてください。
- ③ ※印のある欄は記入しないでください。

【1.建築主】									
【イ.氏名のフリ	<del>-</del>								
【ロ.氏 【ハ.郵 便 番	名 】 号 】								
【二.住	所】								
【ホ.電 話 番	号】								
【2. 代理者】									
【イ. 資	格】	(	)	建築士	(	)	登録	第	号
【ロ.氏 【ハ.建築士事務)	名】	(	\	建築士事務所	(	)	知事登録	笠	号
【八. 桂采工事物)	л <i>1</i> п ]	(	)	建杂工事物別		)	和爭定政	<b></b>	Þ
【二.郵 便 番	号】								
【ホ.所 在	地】								
【へ.電 話 番	· 方】								
【3. 設計者】 (代表となる設計 <sup>)</sup>	本)								
【イ. 資	<sub>日)</sub> 格】	(	)	建築士	(	)	登録	第	号
【口.氏	名】	`	,			,	17. 24.	<b>≥1</b> •	J
【ハ.建築士事務)	所名 】	(	)	建築士事務所	(	)	知事登録	第	号
【二.郵 便 番	<del>号</del> 】								
【ホ.所 在	地】								
【へ.電 話番									
【ト. 作成又は確	認した設計	十図書】							
(その他の設計者)	)								
【イ.資	格】	(	)	建築士	(	)	登録	第	号
【口.氏	名】			=h tita 1 =h==1.==					
【ハ.建築士事務)	所名 】	(	)	建築士事務所	(	)	知事登録	第	号
【二.郵 便 番	号】								
【ホ.所 在	地】								
【へ.電話番	_								
【ト. 作成又は確	認した設計	†凶諅】							
【イ. 資	格】	(	)	建築士	(	)	登録	第	号
【口.氏	_	,			,				
【ハ.建築士事務)	所名 】	(	)	建築士事務所	(	)	知事登録	第	号
【二.郵 便 番	号】								
【ホ.所 在	地】								
【へ.電話番									
【ト. 作成又は確	認した設計	†凶書】							
【イ. 資	格】	(	)	建築士	(	)	登録	第	号
【口.氏	-								
【ハ.建築士事務)	所名 】	(	)	建築士事務所	(	)	知事登録	第	号
【二.郵 便 番	号】								
【ホ.所 在	_								
【へ.電話番		.l ma.de.▼							
【ト. 作成又は確	[認した設計	†凶書】							

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者) 上記の設計者のうち、 □ 建築士法第20条の2第1項の表示をした者 【イ.氏 名】 [口. 資 格】 構造設計一級建築士交付第 号 □ 建築士法第20条の2第3項の表示をした者 名】 【イ.氏 【口. 資 格】 構造設計一級建築士交付第 뭉 □ 建築士法第20条の3第1項の表示をした者 【イ.氏 名】 格】 【口. 資 設備設計一級建築士交付第 뭉 【イ.氏 名】 【口. 資 格】 設備設計一級建築士交付第 【イ.氏 名】 【口. 資 格】 号 設備設計一級建築士交付第 □ 建築士法第20条の3第3項の表示をした者 【イ.氏 名】 【口. 資 格】 設備設計一級建築士交付第 뭉 【イ.氏 名】 格】 【口. 資 設備設計一級建築士交付第 뭉 【イ.氏 名】 【口. 資 格】 設備設計一級建築士交付第 号 【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】 (代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者) 【イ.氏 名】 先】 【口.勤 務 【ハ.郵 便 番 号】 【ニ. 所 在 地】 【ホ.電 話 番 号】 【へ.登録番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】 (その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者) 【イ.氏 名】 【口.勤 務 先】 【ハ.郵 便 番 号】 【ニ.所 在 地】 【ホ.電 話 番 号】 【へ.登録番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】 【イ.氏 名】 【口.勤 務 先】 【ハ.郵 便 番 号】 【ニ. 所 在 地】 【ホ.電 話 番 号】 【へ.登録番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】 【イ.氏 名】 【口.勤 務 先】 【ハ.郵 便 番 号】 【ニ. 所 地】 在 【ホ.電 話 番 号】 【へ.登録番号】 【ト. 意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】	m/m								
(代表となる工事 【イ. 資	監埋者) 格】	(	)	建築士	(	)	登録	第	号
【口.氏	名】		,	<b>元</b> 来工		,	77.24	214	.5
【ハ.建築士事務	所名 】	(	)	建築士事務所	(	)	知事登録	第	号
【二.郵 便 番	부 1								
【ホ.所 在	地】								
【へ.電 話 番	_								
【ト. 工事と照合	する設計	計図書】							
(その他の工事監	理考)								
【イ. 資	格】	(	)	建築士	(	)	登録	第	号
【口.氏	名】								
【ハ.建築士事務	所名 】	(	)	建築士事務所	(	)	知事登録	第	号
【二.郵 便 番	号】								
【ホ.所 在	地】								
【へ.電 話 番	-								
【ト. 工事と照合	する設計	計図書】							
【イ. 資	格】	(	)	建築士	(	)	登録	第	号
【口.氏	名】								
【ハ.建築士事務	所名 】	(	)	建築士事務所	(	)	知事登録	第	号
【二.郵 便 番	号】								
【ホ.所 在	地】								
【へ.電 話 番		N 551 ±4. N							
【ト. 工事と照合	する設計	計凶書】							
【イ. 資	格】	(	)	建築士	(	)	登録	第	号
口.氏	名】	,	`	74 66 1 -1-76-r	,	,	/ <del></del>	England	н
【ハ.建築士事務	所名 】	(	)	建築士事務所	(	)	知事登録	第	号
【二.郵 便 番	号】								
【ホ.所 在	地】								
【へ.電話番	_								
【ト. 工事と照合	でする設計	計凶書』							
【イ.氏	名】								
【口.営業所	名】		建設業の	の許可(	)	第		号	
【ハ.郵 便 番	<b>岩</b> 【								
【二.所 在	地】								
【木.電話番	_								
【7. 構造計算適合	性判定の	申請】							
□申請済	(								)
<ul><li>□ 未申請</li><li>□ 申請不要</li></ul>	(								)
【8. 備考】									

【1. 地名地番】														
【2. 住居表示】														
【3. 都市計画区域及び準都市	計画区域0	つ内外の	別等	]										
□ 都市	計画区域内	( 🗆	市往	街化	乙区域		市街化	調整	医区域	Ì		区域区分	)非設	定)
□ 準都市	<b></b> 十計画区域	内		都	市計画	<b>国区域及</b>	び準都で	<b></b>	画区	域外				
【4. 防火地域】 □ 防火地	也域	□準	防火	地填	或	□指定	官なし							
【5. その他の区域、地域、地	区又は街区	< ]												
【6. 道路】														
【イ. 幅 員】					m									
【ロ.敷地と接している部分	の長さ】				m									
【7. 敷地面積】														
【イ.敷 地 面 積】 (1)	(	$m^2$ )	(			$m^2$ )	(		m²	)	(		$m^2$ )	
(2)	(	$m^2$ )	(			$m^2$ )	(		m²	)	(		$m^2$ )	
【口.用途地域等】	(	)	(			)	(			)	(		)	
【ハ. 建築基準法第52条第	1項及び第				よる建				,	,	,			
7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(	. ,	7-11. <i>6</i> -5-		s 74. #	% )	(		%	)	(		% )	
【二. 建築基準法第53条第	1 頃の規定	Eによる.   % )					(		0/	\	(		% )	
【ホ.敷地面積の合計】(1)	(	% <i>)</i> m²	(			% )	(		%	)	(		%)	
(2)		m²												
【へ. 敷地に建築可能な延べ	面積を敷せ		除门	た業	汝値】				%					
【ト. 敷地に建築可能な建築					–				%					
【チ.備 考】														
【8. 主要用途】 (区分		)												
【9.工事種別】														
□ 新築 □ 増築	□改	築 🗆	移	云		用途変更	更 🗆	大	規模の	の修綿	É	□大規	模の様	模様替
【10.建築面積】	( #	請部分		)	(	申請以	人外の部	分	)	(		合計		)
【イ.建築面積】	(		$m^2$	)	(			$m^2$	)	(			$m^2$	)
【口.建 蔽 率】		%												
【11.延べ面積】	( #	請部分		)	(	申請以	人外の部	分	)	(		合計		)
【イ.建築物全体】	(		$m^2$	)	(			$m^{\!\!\!\!2}$	)	(			$m^2$	)
【ロ. 地階の住宅又は老人ホ	ーム、福祉	止ホーム	その	他こ	これら	に類す	るものの	部	分】					
_	(		m²	)	(			m²	)	(			m²	)
【ハ.エレベーターの昇降路	の部分】				,				,	,				
			m²	)	(			m²	)	(			m²	)
【ニ. 共同住宅の共用の廊下	等の部分】		2	`	(			2	`	(			2	`
【ホ. 自動車車庫等の部分】	(		m² m²	)	(			m² m²	)	(			m² m²	,
【へ. 備蓄倉庫の部分】	(		m²		(			m²	•	(			m²	
【ト. 蓄電池の設置部分】	(		m²	,	(			m²		(			m²	,
【チ. 自家発電設備の設置部	、 分】		111	/	(			111	,	(			111	,
	(		m²	)	(			m²	)	(			m²	)
【リ. 貯水槽の設置部分】	(			)	(			m²		(			m²	,
	-			-	•					•				

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】											
		(		1	m²)	(		$m^2$	)	(	$m^2$ )
【ヲ.延 ベ 面 積			r	n²							
【ワ.容 積 率	1		Q	%							
【12. 建築物の数】											
【イ.申請に係	る建築	物の	数】								
【口. 同一敷地内(	の他の建	築物の	)数 】								
【13. 建築物の高る	き等】	(	申請に係	系る建築	物)	(	他の建築	築物	)		
【イ.最高の高さ	]	(		]	m )	(		m	)		
【口.階数	:】 地_	Ŀ (			)	(			)		
	地-	下 (			)	(			)		
【ハ.構 造	]			造	_	-部			造		
【ホ.適用があるる	ときは、	特例の	の区分】								
	□ 道路	各高さ	制限不適	ī用	□ 隣址	地高さ制	訓限不適用		北	:側高さ制限不適用	
【14. 許可·認定等	等】										
【15.工事着手予算	定年月日	]	平成	年	月	日					
【16.工事完了予算	定年月日	]	平成	年	月	日					
【17.特定工程工具	事終了予	定年月	月日】							(特定工程)	
	(第	回)	平成	年	月	目	(				)
	(第	回)	平成	年	月	日	(				)
	(第	回)	平成	年	月	日	(				)
【18. その他必要な事項】											
【19. 備考】											
L Z O - MIN J A											

建	築	物	別	概	要
Æ	$\sim$	11/1	17.1	1294	~

7C / 10/31/90 X							
【1.番号】							
【2.用途】	(区分		)				
	(区分		)				
	(区分		)				
	(区分		)				
	(区分		)				
【3. 工事種別】							
□ 新築	□増	棄 □ 改築	□移転	□ 用设	金変更 □ 大規	模の修繕	□ 大規模の模様替
【4. 構造】		造	一部		造		
【5. 耐火建築物	物等】						
□ 耐火	建築物	□ 準耐火建	<b>建築物(イー1)</b>	□準	対火建築物(イー2	2) 🗆 準配	耐火建築物(ロー1)
□ 準耐	火建築物	(□-2) □ Ī	耐火構造建築物		特定避難時間倒壞	要等防止建	築物 □ その他
【6. 階数】							
【イ.地 階 を	と除く階	<b>新</b>					
【口.地 階	の階	数】					
【ハ.昇降機	落等の階の	- の数】					
【二.地階の倉	1庫等の階(	の数】					
【7. 高さ】							
【イ. 最 高	の高さ	]	m				
【ロ.最高の	軒の高さ	]	m				
 【8. 建築設備 <i>0</i>		-					
【9. 確認の特例							
	=	3 第 1 項ただし	」書又は法第18	条第43	<b>項ただし書の規定に</b>	よる審査の	)特例の適用の有無】
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					□有	□無	
【口.建築基準	生法第6条	の4第1項の	規定による確認	の特例		/	
		,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			□無	
【ハ、建築基準	生法施行会	第10条各号	に掲げる建築物	の区分	, ,		
	- 123211 17	77 1 0 76 11 7	(-19,1)	) · >	第		号
【ニ. 認定型式	この認定番-	号】			>13		•
		· •			第		号
【ホ. 適合する	、一浦の相'	定の区分】			2/3		,
			条の2の11第	1 早 /			
			未の2の11年 条の2の11第				
□ 産業 【へ. 認証型:			未の2の11第	1 5 1			
	八即的子小	が証金々】					
		(	申請部分	\ (	申請以外の部分)	(	
	1 (	(HE)	中 <sub>時</sub> 時のソノ / m² )	•	m <sup>2</sup> )	(	при / m²)
【イ.階 別	(	階) (	m / m² )	•	$m$ ) $m^2$ )	(	m ) m² )
	(	階) (	•		ŕ	(	,
	(	階) (	$m^2$	,	$m^2$ )	(	$m^2$ )
	(	階) (	$m^2$		$m^2$ )	(	$     m^2 $
	(	階) (	m <sup>2</sup>	,	$m^2$	(	$     m^2 $
<b>.</b>	-	階) (	m²)		m²)	(	m²)
【口.合.計	1	(	$m^2$	) (	$m^2$	(	$m^2$ )

【11.屋根】		
【12.外壁】		
【13. 軒裏】		
【14.居室の床の高さ】	mm	
【15. 便所の種類】		
【16.その他必要な事項】		
【17. 備考】		

建築物の階別	亅概要
--------	-----

【1.番号】								
【2. 階】								
【3. 柱の小径】				n	n m			
【4. 横架材間の垂直距離】				n	n m			
【5. 階の高さ】				n	ı m			
【6. 天井】								
【イ. 居室の天井の高さ】								
【口. 建築基準法施行令第	3 9	条第3項に規定	定する	る特定	天井】 □ 有 □ 魚	Ж,		
【7. 用途別床面積】								
	(	用途の区分	)	(	具体的な用途の名称	)	(	床面積 )
【イ.】	(		)	(		)	(	$m^2$ )
【口.】	(		)	(		)	(	$m^2$ )
[八.]	(		)	(		)	(	$m^2$ )
[=.]	(		)	(		)	(	$m^2$ )
【ホ.】	(		)	(		)	(	$m^2$ )
[^.]	(		)	(		)	(	$m^2$ )
【8. その他必要な事項】								
【9. 備考】								

建築物独立部分別概要

【1. 番号】							
【2. 延べ面積】 m <sup>2</sup>							
【3. 建築物の高さ等】							
【イ.最 高 の 高 さ 】 m							
【ロ.最高の軒の高さ】 m							
【ハ. 階数】 地上(	) 地下 ( )						
【二. 構 造 】	造 一部 造						
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基	<b>※準の別</b> 】						
□ 特定構造計算基準 □ 特定増	改築構造計算基準						
【5. 構造計算の区分】							
□ 建築基準法施行令第81条第1項各	号に掲げる基準に従った構造計算						
□ 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算							
□ 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算							
□ 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算							
□ 建築基準法施行令第81条第3項に	掲げる構造計算						
【6.構造計算に用いたプログラム】							
【イ.名 称】							
【口.区 分】							
□ 建築基準法第20条第1項第2号イ	又は第3号イの認定を受けたプログラム						
( 大臣認定番号	)						
□ その他のプログラム							
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定め	る基準の区分】						
(							
【8. 備考】							

#### (注意)

#### 1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

#### 2. 第一面関係

- 1) 申請者又は設計者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2) ※印のある欄は記入しないでください。

#### 3. 第二面関係

- 1) 建築主が2以上のときは、1 欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 2) 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- 3) 2 欄、3 欄及び5 欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その 名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者 の住所を書いてください。
- 4) 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項若しくは第20条の3第3項の表示をした図書について記入してください。
- 5) 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 6) 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合(設計に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- 7) 5 欄及び6 欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 8) 6 欄は、工事施工者が 2 以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 9) 7欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府 県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場 合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を 記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨(申請先を変更した場合においては、申請をし た都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てく ださい。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。
- 10) 建築物の名称又は工事名が定まつているときは、8欄に記入してください。

# 4. 第三面関係

- 1) 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- 2) 3 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。
- 3) 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- 4) 5 欄は、建築物の敷地が存する3 欄及び4 欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街

区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、 それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。

- 5) 6 欄は、建築物の敷地が 2 メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- 6) 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法 第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法 第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計 画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地 域が異なる地域等」という。) にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞ れの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。
  - 「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- 7) 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、 それぞれ記入してください。
- 8) 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- 9) 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- 10) 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- 11) 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は 建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、 同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建廠率を記入して ください。
- 12) 8欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- 13) 9欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 14) 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「二」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に住宅の用途に供する部分、「ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- 15) 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面 積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分 の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の 用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- 16) 1 1 欄の「ヲ」の延べ面積及び「ワ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積(この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する

部分(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)の床面積の合計の3分の1の面積)、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「リ」までに記入した床面積(これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「ワ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- 17) 12欄の建築物の数は、延べ面積が10平方メートルを超えるものについて記入してください。
- 18) 13欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場合においては、最大のものを記入してください。
- 19) 13欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。
- 20) 13欄の「二」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 21) 13欄の「ホ」は、建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 22) 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について14欄又は別紙に記載して添えてください。
- 23) 7欄の「ハ」、「二」、「へ」及び「ト」、10欄の「ロ」並びに11欄の「ワ」は、百分率を用いてください。
- 24) 建築基準法第86条の7又は同法第86条の8の規定の適用を受ける場合においては、工事の完 了後においても引き続き同法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む 。) の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を18欄又は別 紙に記載して添えてください。
- 25) ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください
- 26) 計画の変更申請の際は、19欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

### 5. 第四面関係

- 1) この書類は、申請建築物ごと(延べ面積が10平方メートル以内のものを除く。以下同じ。)に作成してください。
- 2) この書類に記載する事項のうち、10欄から15欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- 3) 1 欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- 4) 2欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。
- 5) 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 6) 5 欄は、「耐火建築物」、「準耐火建築物(イ-1)」(建築基準法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物で、同法施行令第129条の2の3第1項第1号ロに掲げる技術的基準に適合するものをいう。)、「準耐火建築物(イ-2)」(同法第2条第9号の3イに規定する準耐火建築物(準耐火建築物(イ-1)に該当するものを除く。)をいう。)「準耐火建築物(ロ-1)」(同法

施行令第109条の3第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「準耐火建築物(ロ-2)」(同条第2号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物をいう。)、「耐火構造建築物」(同法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物(特定避難時間倒壊等防止建築物をを除く。)をいう。)、「特定避難時間倒壊等防止建築物」又は「その他」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。

- 7) 6 欄の「ハ」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分の うち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してくださ い。
- 8) 6欄の「二」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分の うち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。
- 9) 8 欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には、当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。
- 10) 9欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 11) 9欄の「ハ」は、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当するものの号の数字を記入してください。
- 12) 9欄の「二」は、建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入してください。また、9欄の「ホ」は、同条第1号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 13) 9欄の「へ」は、建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要、9欄の「二」(屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。)並びに11欄から14欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては9欄の「二」(当該認証型式部材等に係るものに限る。)並びに11欄から14欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第3号に該当する認証型式部材等の場合にあつては8欄の概要及び9欄の「二」(当該認証型式部材等に係るものに限る。)にいては記入する必要はありません。
- 14) 10欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- 15) 14欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。
- 16) 15欄は、「水洗」、「くみ取り」又は「くみ取り(改良)」のうち該当するものを記入してください
- 17) ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、16欄又は別紙に記載して添えてください。
- 18) 申請建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。)である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、17欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。
- 19) 計画の変更申請の際は、17欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

#### 6. 第五面関係

- 1) この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- 2) この書類は、各申請建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は3欄から8欄まで、木造以外の場合は5欄から8欄までの記載内容が同じときは、2欄に同じ記載内容となる階を列記し、併せて1枚とすることができます。
- 3) 1 欄は、第二号様式の第四面の1 欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- 4) 3 欄及び4 欄は、木造の場合にのみ記入してください。
- 5) 6欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- 6) 7 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- 7) ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8 欄又は別紙に記載して添えてください。
- 8) 計画の変更申請の際は、9欄に第五面に係る部分の変更の概要について記入してください。

# 7. 第六面関係

- 1) この書類は、申請に係る建築物(建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。) ごとに作成してください。
- 2) 1 欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- 3) 2欄及び3欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。 ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- 4) 3欄の「二」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- 5) 4欄、5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- 6) 6欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。
- 7) 7欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
- 8) 計画の変更申請の際は、8欄に第六面に係る部分の変更の概要について記入してください。